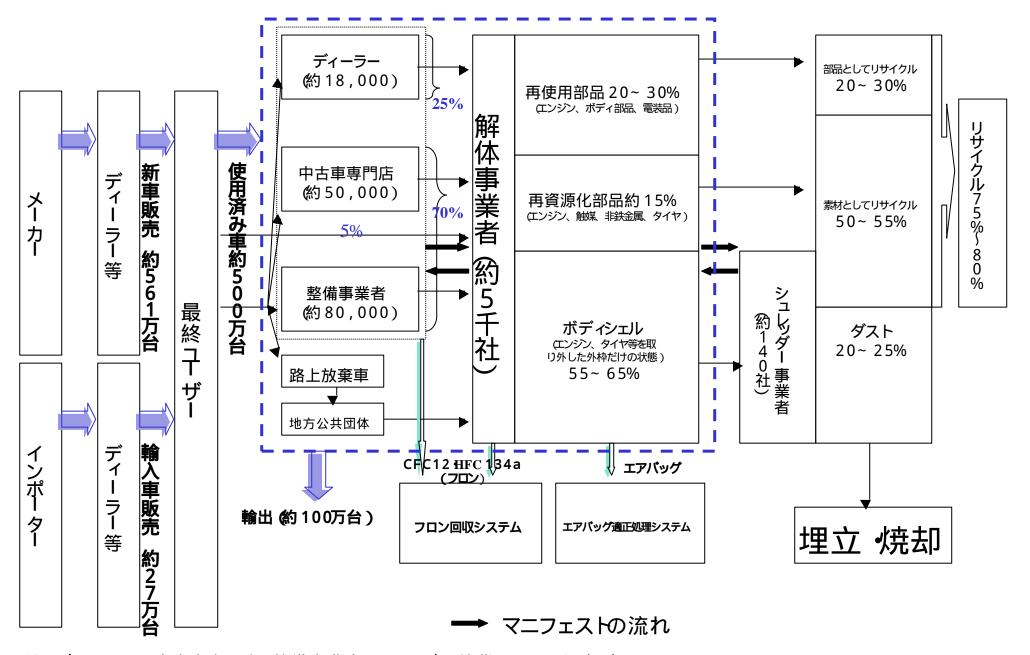
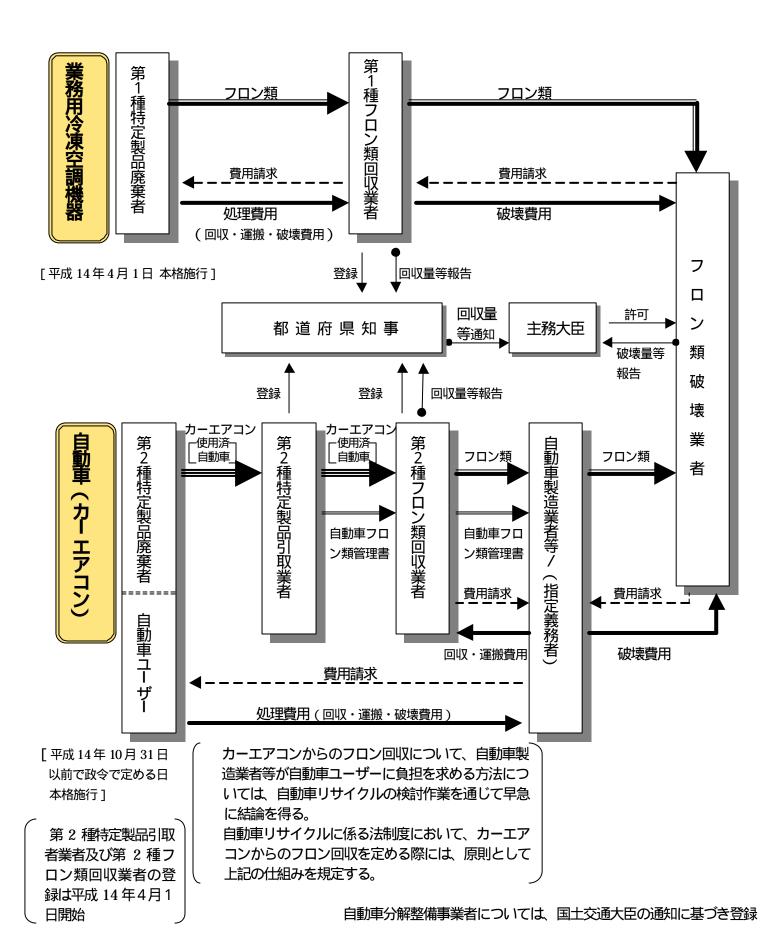
我が国における使用済み自動車の流れとリサイクル率の概要



注)ディーラー、中古車専門店、整備事業者はそれぞれ兼業している場合がある。

フロン回収破壊法のシステム

対象:冷媒用CFC、HCFC、HFC



リサイクル費用の徴収方法の比較

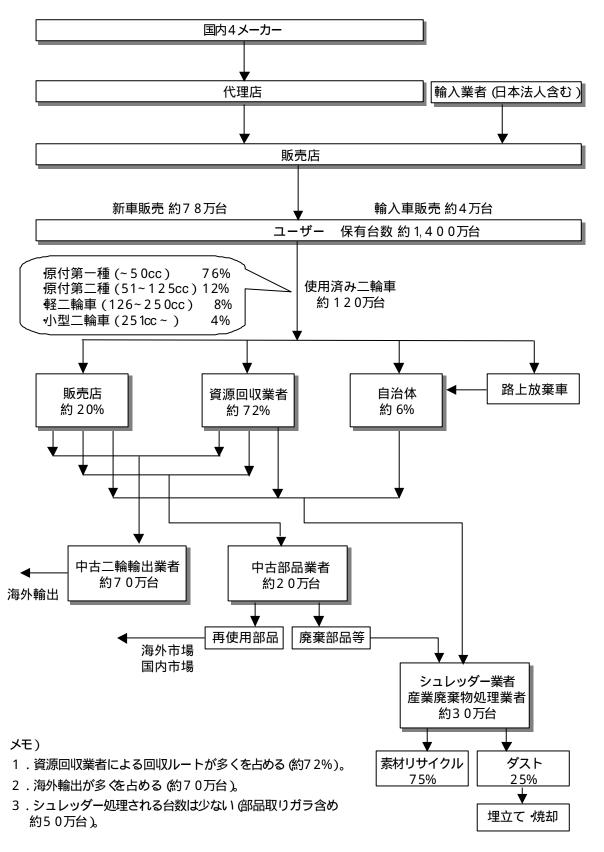
(中間報告(H13.4.6)別表3

| N. | 対応する範囲、対象数 1 | | · 数 1 | | 使用便益享受者 | | | | () | |
|-------------|--|--|---|--|---|--|--|----------------------------|---|--------------|
| | 新車 | 既販車 | 概 要 | 使用便益学受有 とリサイクル費 用の負担者の一 致 | 費用の算定 | 徴収費用の管理 | ユーザーの 製品選 択 への影響 | ユーザーの不法投 棄 2 | 製造事業者のリサ イクル性配慮の促 進 | 輸出車両へ の対応 |
| A 方 式 | 費用徴収対象数:その時点 | 廃車台数 配分対象数 : その時点の廃車 | 新車については新車購入時に当該自動車のリサイクル費用を徴収。 既販車については排出時に当該自動車のリサイクル費用を徴収。 | 概ね一致 | 新車については将来必要となるコストを現時点で予測する必要あり。 既販車については、排出時点での技術、コストに応じた費用を徴収。 | 理方法等について要検討。 | 車のリサイクル容易性を勘案 してリサイクル費用が定まる ため、購入時に製品(新車及び 中古車)のリサイクル容易性が 考慮される。 | | まるため促進効果 | ては対応に は留意が必 |
| B 方式 | 費用徴収対象数: その時点 の新車台数 配分対象数: その時点の新 車台数のうち将来の廃車台 | 時点) 費用徴収対象数:その時点の 既販車台数 配分対象数:その時点の既販 | 新車については新車購入時に当該自動車のリサイクル費用を徴収。 既販車については任意の時点で当該自動車のリサイクル費用を徴収。 | 概ね一致 | 新車及び既販車については将来必要となるコストを現時点で予測する必要あり。 | 新車及び既販車につい て、長期管理方法等に ついて要検討。 | 車のリサイクル容易性を勘案 してリサイクル費用が定まる ため、購入時に製品(新車及び 中古車)のリサイクル容易性が 考慮される。 | | 易性を勘案してリ サイクル費用が定 まるため促進効果 | 意が必要。 |
| C方式 | 自車に充当(徴収は新車 購入時点) 他車に充当(新車購入時 に他車のリサイクル費用も 徴収) 費用徴収対象数:その時点 の新車台数 配分対象数:その時点の新 車台数のうち将来の廃車台 数 + 既販車のうちその時点の 廃車台数 | 費用は徴収せず | 入者は自車の将来のリサイクル費用と他車(既販車)のその時点のリサイクル費用を二重に負担することとなる。 | 既販車ユーザー のうち、将来新車 購入をしない者 は、リサイクル費 用を一切負担し ない。 新車購入者は、既 | 新車については、将来必要となるコストを現時点で予測する必要あり。 既販車については、排出時点での技術、コストに応じた費用を徴収、使用済み自動車の発生数に見合った金額を新車販売台数に応じて設定する必要あり(実際は収支が合わないことが想定される)。 廃車台数と比較して、新車販売台数が減少していく場合には、新車購入者一人あたりの負担が増加していくこととなる。 例えばフロンを使用しないエアコンの導入など、従前の環境負荷要因が除去された新車を購入した場合であっても、当該環境負荷要因を抱えた既販車の対応に必要な費用を負担することとなる。 | 討。 既販車については費用 の長期管理は不要であ るが、廃車が発生しな い段階で事業撤退をし た製造事業者・輸入事 業者の販売した自動車 について、未徴収のリ | ル容易性を勘案してリサイク ル費用が定まるため、購入時に 製品のリサイクル容易性が考 | 増加の懸念なし。 | 新車については、 車のリサイクルタ 易性を勘案して サイクル費用が まるため促進が あり。 既販車についせ は、新車のリと直接 関係なく 費用がなく 長期的に は促進効果あり。 | 4 |
| D 方 式 | 自車に充当(徴収は排出限 徴収対象数:その時点の廃車 配分対象数:その時点の廃車 | 台数 | 新車及び既販車を問わず、排出時に 当該自動車のリサイクル費用を徴 収する。 | 概ね一致 | 排出時点での技術、コストに応じた費用を徴収。 | 費用の長期管理は不 要。 | 車のリサイクル容易性を勘案 してリサイクル費用が定まる ため、購入時に製品(新車及び 中古車)のリサイクル容易性が 考慮される。 | 追加的な費用徴収が行わ れることによる増加の懸 | 易性を勘案してリ | 5 |
| E方式 | 数 | | 新車及び既販車を問わず、任意の時点で当該自動車のリサイクル費用を徴収する。 経済情勢等に応じて柔軟に徴収時点を設定することが可能。(例えば排出時点における徴収から新車購入時点の価格上乗せへと円滑に変更可能。) | 概ね一致 | 将来必要となるコストを現時点で予測する必要あり。 | 長期管理方法等について要検討。 | 車のリサイクル容易性を勘案 してリサイクル費用が定まる ため、購入時に製品(新車及び 中古車)のリサイクル容易性が 考慮される。 | 追加的な費用徴収が行わ れることによる増加の懸 | 易性を勘案してリ | 意が必要。 4 |
| F 方 式 | 他車に充当 (新車購入時 に他車のリサイクル費用が 徴収される) 費用徴収対象数:その時点 の新車台数 配分対象数:既販車のうち その時点の廃車台数 | 費用は徴収せず | 新車購入時にリサイクル費用を徴収し、その費用で当該時点で排出さ | 既販車ユーザー のうち、将来新車 購入をしない者 は、リサイクル費 | 排出時点での技術、コストに応じた費用を徴収。 使用済み自動車の発生数に見合った金額を新車販売台数に応じて 設定する必要あり(実際は収支が合わないことが想定される)。 廃車台数と比較して、新車販売台数が減少していく場合には、新車 購入者一人あたりの負担が増加していくこととなる。 例えばフロンを使用しないエアコンの導入など、従前の環境負荷要 因が除去された新車を購入した場合であっても、当該環境負荷要因 を抱えた既販車の対応に必要な費用を負担することとなる。 | であるが、廃車が発生 しない段階で事業撤退 をした製造事業者・輸 入事業者の販売した自 動車について、未徴収 | ル費用が定まるため、購入時に 製品のリサイクル容易性は考 | 増加の懸念なし。 | 新車のリサイクル 容易性と直接関係 なく費用が定まる が、長期的には促 進効果あり。 | 意が必要。 4 |

- 1 本資料では、ASR等の回収・リサイクル等の実施の役割を担う者が製造事業者及び輸入事業者であるとの前提に立って記述を行っている。現在の新車台数は約600万台、廃車台数は約500万台、既販車数は約7250万台(2輪車を除く)。
- 2 不法投棄対策については、費用徴収以外の要素 (登録抹消制度のあり方など)も含め総合的に検討する必要あり。
- 3 本資料では、現状では排出時に費用の徴収が行われているとの前提に立って記述を行っている
- 4 国内でリサイクルされる自動車及び輸出される自動車が特定される以前にリサイクル費用を徴収することとなる
- 5 国内でリサイクルされる自動車についてリサイクル費用を徴収する(輸出される自動車についてリサイクル費用は徴収しない)

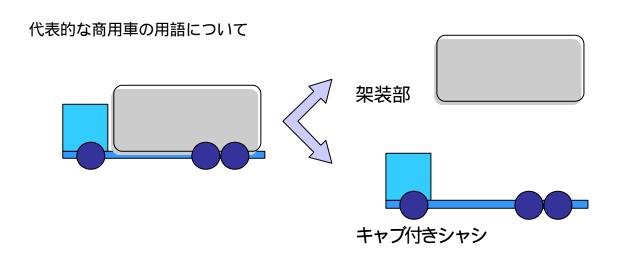
二輪車のリサイクルフローについて

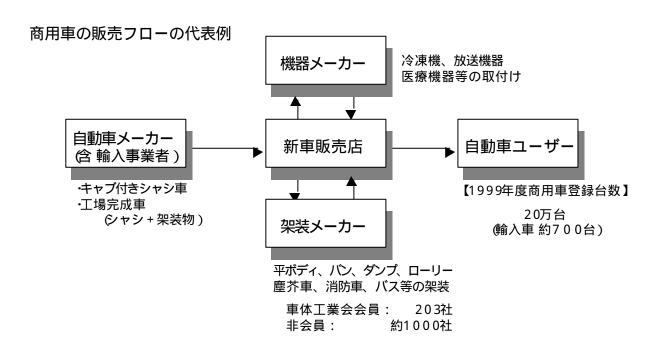
使用済二輪車の流れとリサイクルの概要(2000年推定)



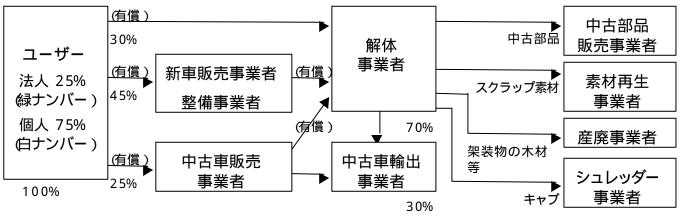
注)上記フロー図の数値は、2001年1~3月に、(社)日本自動車工業会にてヒヤリング 調査した結果に基づいて推定した値である。

商用車のリサイクルフローについて





商用車 (GWW 3.5 超)の廃車処理フロー



ELVに関するEU指令について

1990年欧州理事会決議により、使用済み自動車についてECレベルで処理すべき 廃棄物であることを確認。1997年欧州委員会として原案をとりまとめ、2000 年7月欧州理事会決定、同9月欧州議会決定を受けて、2000年10月21日官報 に掲載されると同時に発効。

今後、加盟国は指令の規定に沿って、18ヶ月以内に自国法を改正又は制定する。

| (1)新型車の環境負荷 物質に関する規制 (4条) | 2003 年 7 月以降の販売車は原則として鉛、水銀、カドミウムおよび 6 価クロムの使用を禁止。但し、適用除外される 13 品目を付属文書 II で規定(次ページ添付 1 参照)。なお、適用除外を継続検討される 5 品目(次ページ添付 2 参照)については、指令発行後 1 年以内に決定する。 |
|---------------------------------------|---|
| (2)ELV 処理時の事 前解体に関する規制 (6条) | 加盟国は ELV による汚染を防止するための処理を保証する。 処理施設は所管官庁の許可取得または登録を義務づけること。 ・バッテリーと液化ガスタンクの取り外し ・爆発の恐れのある部品(エアバッグ等)の取り外しまたは無害化 ・燃料、モーターオイル、トランスミッションオイル、ギアボックスオイル , 油圧オイル、冷却液、凍結防止剤、ブレーキフルード、冷媒および ELV に含まれるその他の液体の抜き取りと保管。但し、リユースする場合は除く。 ・水銀含有部品の取り外し リサイクル促進のための以下の部品の取り外し ・触媒、ガラス ・銅、アルミニウム、マグネシウム含有部品 (但し、シュレッダーで回収出来ない場合) ・バンパー、ダッシュボード、液体容器等の大物プラスチック部品及びタイヤ |
| (3)リサイクル率(実効率,可能率) に関する規制 (7条) | (但し、シュレッダーで回収出来ない場合) リサイクル可能率 EU 車両型式認証指令(70/156/EEC)を 2001 年末までに修正し、修正後 3年目 以降に市場に出す車両から型式認証化 ・リサイクル可能率: 95%以上(うち, エネルギー回収分 10%以内) リサイクル実効率 2006年1月からの ELV: [] 内は 1980年1月以前の登録車両 ・リサイクル実効率: 85% [75%]以上(うち, エネルギー回収 5%以内) 2015年1月からの ELV ・リサイクル実効率: 95%以上(うち, エネルギー回収 10%以内) |
| (4)ELV の回収ネットワー クに関する規制 (5、12条) | 加盟国は経済原則に立つ事業者 が ELV および中古部品の回収・処理システムを確立することを保証する措置を講じる。 販売店、引き取り業者、保険会社、解体業者、シュレッダー業者、リサイクル業者、処理業者施設に確実に運ばれること 2002 年 7 月 1 日以降の新車及び 2007 年 1 月 1 日以降の全ての ELV が公認処理施設に確実に運ばれること加盟国は解体証明書の提示を ELV の登録抹消条件とするシステムを設立すること |

| (5)EU指令の実行 (10条) | 加盟国は指令発効後、18ヶ月以内に本指令を遵守するのに必要な法律、規則、 および行政規定を発効させるものとする。 |
|-------------------------------------|---|
| (6)ELV の無償引き 取りに関する規制 (5、12条) | 2007年7月1日以降の新車及び2007年1月1日以降の全てのELVについて、 加盟国は認定された処理施設での車両の引き渡しが最終所有者の負担なしに行われ、生産者が回収・処理費用の全てまたは多くの部分 を負担することを保証するために必要な措置を講ずる。 |
| | 多くの部分(a significant part) での significant の解釈には,欧州でも「多く」から「意味のある」まで幅広い解釈があり各国で議論されている。 |

添付 1 .付属文書 II で規定された適用除外される13 品目

- 1) 最大 0.35wt%の鉛含有スチール (亜鉛メッキ鋼を含む)
- 2) 最大 0.4wt% の鉛含有アルミ
- 3) 最大 4wt%の鉛含有 (ホイールリム ,ウインドレバーの)アルミニウム
- 4) 最大 4wt%の鉛含有銅合金
- 5) 鉛/青銅ベアリングシェル及びブッシュ
- 6) バッテリー
- 7) ガソリンタンクの内面コーティング
- 8) 制振ダンパー
- 9) 高圧または燃料ホース用加硫剤
- 10) 防護塗料の安定剤
- 11) 電子基板及びその他に使用されるハンダに使用されている鉛は適用除外とする
- 12) 防錆コーティング としての6価クロム (車両当たり最大 2g)
- 13) 電球及び計器板表示灯内の水銀

アンダーラインを施したものは事前取り外しができるようにラベル表示や識別表示が必要

添付2.適用除外を継続検討される5品目

- 1) ホイールリム ,エンジン部品 ,ウインドレバーのアルミ合金に使用している鉛
- 2) バッテリー内の鉛
- 3) バランスウエイトの鉛
- 4) ガラスまたはセラミック化合物に鉛が含まれる電気部品
- 5) 電気自動車用バッテリーのカドミウム

使用済み自動車リサイクル・イニシァティブ

平成9年5月23日

通商産業省

目 次

- . 背景、目的及び基本的考え方
- 1.使用済み自動車の処理の形態
- 2. 使用済み自動車の処理に関する問題
- 3.「使用済み自動車リサイクル・イニシァティブ」の目的
- . 用語の定義
- . リサイクル率向上及び有害物質使用量削減等のための措置
- 1. 関係事業者等による数値目標の遵守
- 2.数値目標の位置付け
- 3.数值目標
- 4. 自主行動計画の策定・公表
- 5.数値目標の遵守状況の確認等
- . 適正処理促進及び不法投棄防止のための措置
- 1. 啓発活動等の実施
- 2 . 使用済み自動車の適正処理を管理する制度
- 3. フロンの回収
- 4. 罰則の強化等
- . 情報収集・提供体制の整備
- 1.自動車リサイクル情報センター
- . 関係者の役割
- 1.政府の役割
- 2. 地方自治体の役割
- 3.製造事業者の役割
- 4.販売事業者等の役割

- 5 . 解体事業者等の役割
- 6.シュレッダー事業者の役割
- 7. ユーザーの役割

. その他

- 1. 罰則の適用等
- 2. 実施時期が未定の事項に関する規定

. 背景、目的及び基本的考え方

- 1 . 使用済み自動車の処理の形態

現在、国内で年間約500万台発生する使用済み自動車は、一般に以下のように処理されており、処理ルートが大筋としては確立している。

自動車販売事業者等を通じて解体事業者等に引き渡される。

解体事業者等によって、有用な部品、不要物等の除去等が行われる。

シュレッダー事業者等による破砕処理等を経て、鉄、非鉄金属等は再生利用 され、残りはシュレッダーダストとして埋立処分される。

なお、自動車については、登録制度があり、不法投棄に対する罰則と相まって、 所有者等による不法投棄に対して一定の歯止めとなっている。

- 2 . 使用済み自動車の処理に関する問題

使用済み自動車の処理に関しては、近年、以下のような問題が生じている。

シュレッダーダストには鉛等の有害物質が含まれていることが判明。

また、1996年4月より埋立処分に係る規制が強化(安定型処分から管理型処分に移行)されたが、これに伴い処分場の残余容量の逼迫の懸念が生じている。

従来から、使用済み自動車は有価物として取り引きされてきている。一方、 埋立処分に係る規制の強化に伴い処分費用が上昇し、処理を依頼する側が費 用を支払う逆有償化の形態が見られるようになっており、不法投棄、不適正 処理が増大するとの懸念が生じている。

逆有償化の形態が見られつつある中で、処理の効率化を進めるとともに、必要なコストについては適切な転嫁が円滑に行われるようにする必要がある。

- 3.「使用済み自動車リサイクル・イニシァティブ」の目的

不法投棄に対する罰則、登録制度等の既存の法制度の存在もあり、現状では使用済み自動車等の逆有償化によって不法投棄等が増加したという傾向は見られず、従来と同様、既存の処理ルートが機能している。通商産業大臣の諮問機関である産業構造審議会の廃棄物処理・再資源化部会(以下、部会という)廃自動車処理・再資源化小委員会(以下、小委員会という)の中間報告(1996年4月)においても、市場メカニズムに基づき既存の処理ルートを高度化しつつ対応することが実効性が高いとの提言がなされており、今後、この中間報告を踏まえ、以下のような基本的考え方の下で対応を図る必要がある。

有害物質使用量の削減

鉛等の有害物質の使用量の削減を図るとともに、使用済み自動車の処理の プロセスの中で、その適切な除去を図る必要がある。

シュレッダーダストの減量化、自動車のリサイクル率の向上

シュレッダーダストの減量化、自動車のリサイクル率の向上を図ることにより、埋立処分量の削減を図る必要がある。

既存の処理ルートの高度化

既に使用済み自動車の処理ルートは確立しており、まずは、この既存の処理ルートに関与している事業者がそれぞれ、より一層の高度化、協力を図ることによって問題解決を目指す。その際、不適正処理、不法投棄を防止するため、各種啓発活動等の継続と使用済み自動車の処理ルート等を管理するシステムの導入等を図る。

市場メカニズムの活用による処理の効率化

この既存のルートの下で、できる限り市場メカニズムを活用し、事業者間の競争意識による処理の効率化・高度化をもって問題を解決することが望まれる。逆有償化の状況下でも市場メカニズムは機能するが、そのためには関係者に対して適正な処理費用や処理方法に関する情報が提供されることが必要である。

関係者の役割の明確化

各関係者が応分の負担を果たすため、各関係者毎に役割がわかりやすく明確化され、周知徹底されることが重要。

今後、この問題への適切な対応を図るためには、小委員会の中間報告の内容を 具体化するとともに、追加的措置を講ずる必要がある。これらの対策は、使用済 み自動車に関連する種々の法規やガイドライン等から有効なものを活用し、体系 的に組み合わせて講ずるべきものであり、多岐にわたる関係者に対して一括して 明示される必要がある。こうした観点から、使用済み自動車の処理に関する諸問題を解決し、適正処理及びリサイクルを促進するために関係者が実施しなければならない若しくは実施すべき事項を「使用済み自動車リサイクル・イニシァティブ」(以下、「イニシァティブ」という)として提示する。

. 用語の定義

このイニシァティブにおいて用いられる用語を以下のとおり定義する。

「使用済み自動車」とは、運行の用に供さなくなり、処理される自動車のことであり、二輪車も含む。

「処理」とは、使用済み自動車の運搬・解体等、解体済み車体の運搬・破砕等、シュレッダーダストの運搬・処分、及び、これらの作業等に伴って発生する廃棄物等の運搬・処分のことであり、積み替えや一時保管等も含む。

「リサイクル」とは、中古品としての再利用(リユース)、廃品の有効利用(転用)、再資源化(マテリアル・リサイクル)及びエネルギー回収(サーマル・リサイクル)のことである。

「関係事業者」とは、自動車及び自動車部品・材料等の製造事業者、販売事業者(輸入事業者を含む)、整備事業者(ただし、使用済み自動車を取り扱う者に限る。以下同じ。)、解体事業者、シュレッダー事業者、及び、自動車から発生する廃棄物等を処理する事業者である。

「関係者」とは、使用済み自動車に関連する政府、地方自治体等の公的機関、試験研究機関、プラント製造事業者等を関係事業者に加えたものである。

. リサイクル率向上及び有害物質使用量削減等のための措置

- 1.関係事業者等による数値目標の遵守

埋立処分場の需給の逼迫、シュレッダーダストに鉛等の有害物質が含まれること等の課題に対応するため、関係事業者等は、自動車のリサイクル性の向上、有害物質使用量の削減、シュレッダーダスト埋立処分量の削減等に関する数値目標(以下、「数値目標」と言う)の遵守に努める。

<u>- 2 . 数値目標の位置付け</u>

数値目標は、1997年4月に部会において決定された「産業構造審議会再資源化ガイドライン」に位置付けられている。

- 3 . 数値目標

数値目標は次に掲げるとおりとする。

2002年以降に販売が開始される新型車のリサイクル可能率は、90%以上とする。

使用済み自動車のリサイクル率は、2002年以降は85%以上、2015年以降は95%以上とする。

使用済み自動車の処理の結果として排出され、埋立処分されるシュレッダーダストの容積の年間総量を、2002年までに5分の3以下、2015年までに5分の1以下とする。ただし、1996年と同等の処理形態が続いた場合に当該年(2002年、2015年)に発生すると計算されるシュレッダーダストの総容積を1とする。

新型車の鉛の使用量(バッテリーを除く)は、1996年を基準年とし、2000年末までに概ね2分の1以下、2005年末までに概ね3分の1以下とする。

新造車及び後付のSRSエアバッグ・インフレータを、2000年までに 処理時の作動が容易な構造とする。

(注)数値目標の詳細は、「使用済み自動車のリサイクル目標等(1996年10月、小委員会)」の規定による。

(参考)

| (多气) | | | | | | | |
|---------|---------------|--------------|--|--|--|--|--|
| | 2002年以降 | 2 0 1 5 年以降 | | | | | |
| 新型車 | リサイクル可能率90%以上 | | | | | | |
| 使用済み自動車 | リサイクル率 85%以上 | リサイクル率 95%以上 | | | | | |
| 埋立処分容量 | 1996年の5分の3以下 | 1996年の5分の1以下 | | | | | |

| | 2000年末までに | 2005年末までに |
|------|--------------|--------------|
| 鉛使用量 | 1996年の2分の1以下 | 1996年の3分の1以下 |

- 4 . 自主行動計画の策定・公表

関係事業者団体は、数値目標達成等のために実施する予定の事項(行動計画) を1997年秋を目途に自主的に策定し、公表する。

- 5.数値目標の遵守状況の確認等

- (1) 通商産業省は、関係者の協力を得て、関係事業者による数値目標の遵守状況等について調査し、部会、小委員会に報告する。
- (2) 小委員会は、処理形態の変革、リサイクル技術の革新及び国際整合性等に配慮し、数値目標を適宜見直すことができる。

. 適正処理促進及び不法投棄防止のための措置

<u>- 1 . 啓発活動等の実施</u>

関係者は、使用済み自動車等の適正処理の促進、不法投棄の防止のために必要な な な な 発活動等を 実施する。

(注)従来より実施されている啓発活動等の例

路上放棄車処理協力会

自治体による放棄車両処理に関係団体が協力。

廃車処理相談・斡旋

販売店等が廃車処理に関する相談に応じる制度を運営。

不法投棄防止キャンペーン

関係団体がポスター等によりPRを実施。

SRSエアバッグ・インフレータの適正処理(行政指導等)

最近大量普及しているSRSエアバッグのインフレータ(ガス発生剤をアルミニウムのケースに充填したもの等)は、使用済み自動車の解体・破砕作業時等に、物理的・化学的な被害を生じる恐れがあり、破砕前の段階でエアバッグを適正処理(作動又は除去)する必要がある。通商産業省及び運輸省は、1996年5月に関係事業者に対して適正処理を要請。

(社)日本自動車工業会は適正処理の推進のためのマニュアルを作成し、 関係事業者に配布。

カーエアコンの冷媒(特定フロン)の回収

1991年以前に製造されたカーエアコンを中心に使用されている特定

フロン(オゾン層破壊物質)は、使用済み自動車の処理時に大気放出される例が多い。これまで、販売事業者等にフロン抜取機を約16,000台設置するなどして対応。

解体マニュアルの配布

解体処理を適正・円滑に進めるため、自動車製造事業者は解体マニュアル を作成し、関係事業者に配布。

- 2 . 使用済み自動車の適正処理を管理する制度

- (1) 関係事業者は、管理票によって使用済み自動車、解体済み車体等の適正処理 を管理する。その手法は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、廃棄物処 理法という)の仕組みと整合性をとりつつ、使用済み自動車処理の実態にあっ たものとする。
- (2) 管理票は、廃棄物処理法の必要事項のみならず、SRSエアバッグ・インフレータやフロンの適正処理の有無も確認できる書式とする。

(注)法的な位置付け

今春の廃棄物処理法の改正法案では、産業廃棄物全般に管理票(マニフェスト)制度の導入を予定。使用済み自動車等は産業廃棄物に該当しない場合も多いが、その場合においても再生資源の利用の促進に関する法律(以下、再生資源利用促進法と言う)に基づく省令の改正等により、管理票によって使用済み自動車等の適正処理を管理する制度が導入される予定である。

(注)管理票(マニフェスト)制度

廃棄物の排出者が運搬、処分を他者に委託する際、廃棄物の種類や量、委託先等を記した管理票を発行し、委託先からその回付を受けるなどにより、廃棄物の 適正処理を担保する制度。

(注)使用済み自動車に関する管理票制度の運用の詳細

使用済み自動車に関する管理票制度については、その運用の詳細を関係者間で 検討する。

<u>- 3 . フロンの回収</u>

(1) カーエアコンの冷媒に使用されたフロンに関しては、関係者は、1997年 4月に通商産業省が策定した「特定フロン回収促進プログラム」に基づき、これを具体化するための計画を可能な限り早期に策定する。

- (2) 関係者はこのプログラム及び計画に基づいて、回収のためのシステムを整備し、回収促進に努める。
- (注)フロンの「回収」とは、フロンの抜き取り、収集・運搬等、破壊・再利用 の総称である。
- (注)フロン回収システムの運用の詳細 フロン回収システムについては、その運用の詳細を関係者間で検討する。

- 4. 罰則の強化等

- (1) 今春の廃棄物処理法の改正法案において、不法投棄等に対する罰則の強化が予定されている。
- (2) 管理票制度等を利用して適正に処理を委託しない場合、不法投棄による環境 汚染の原状回復に関して連帯責任を問われるようになるため、関係事業者には 適正処理へのより一層の配慮が必要となる。

. 情報収集・提供体制の整備

- 1 . 自動車リサイクル情報センター

使用済み自動車、解体済み車体及びシュレッダーダスト等の処理の高度化等に関する技術開発及び技術支援等に関する情報、各地の一般的な処理費用や処理方法等の適正な処理費用の転嫁や処理の高度化等に資する情報、及び、廃棄物処理法に基づく業許可取得の円滑化等に資する情報の収集・提供をより一層実効性、透明性のあるものとし、技術開発成果の普及、関係者間の意思疎通及び協力を促進し、適正処理及びリサイクルを促進するため、関係者は、多種多数の関係者が情報を共有できる体制(自動車リサイクル情報センター)を整備する。

(注)自動車リサイクル情報センターの運用の詳細

自動車リサイクル情報センターについては、その運用の詳細を関係者間で検討する。

- 1.政府の役割

政府は次に掲げる事項の実施に努める。

数値目標の達成状況の確認。

技術開発への支援、技術開発成果の普及促進。

最終処分場の安全性の向上及び確保のための施策の推進。

使用済み自動車の処理に関する情報収集・提供(フロンの回収に関して、 ユーザーに対する啓発を行うこと等も含む)。

その他、使用済み自動車の適正処理及びリサイクルに資する施策の実施。

- 2. 地方自治体の役割

地方自治体は次に掲げる事項の実施に努めることが期待される。

地方自治体の廃棄物処理法の運用の統一化。

公共関与による埋立処分場の整備の推進。

不法投棄防止のための啓発活動の推進。

使用済み自動車の処理に関する情報の収集・提供。

フロンの回収に関して、ユーザーに対する啓発、及び、経済的・技術的に 可能な範囲でのインフラ整備等の支援。

<u>- 3 . 製造事業者の役割</u>

製造事業者は次に掲げる事項の実施に努める。

設計を工夫し、リサイクル性を向上させ、鉛等の使用量を削減すること。 リサイクル率の向上(埋立処分量の削減)に資する解体方法等に関する情

報を販売事業者、整備事業者、解体事業者等に提供すること。

リサイクル率の向上(埋立処分量の削減)に資するシュレッダーダストの 処理方法等に関する技術開発、情報提供。

SRSエアバッグ・インフレータの構造を処理時の作動が容易なものとすること。

リサイクル品の用途拡大への貢献。

使用済み自動車の処理に関する情報の収集・提供(使用済み自動車に関する管理票制度の周知徹底への協力等を含む)。

フロン回収のためのシステム構築(主としてフロンの収集・運搬)。

- 4.販売事業者等の役割

販売事業者(輸入事業者を含む)、整備事業者は次に掲げる事項の実施に努める。

使用済み自動車の適正処理(適正な処理を行う解体事業者等への処理委託 と管理票の交付等)。

使用済み自動車のSRSエアバッグの車上作動もしくは除去、又は、適正な処理を行う解体事業者等への処理委託。

フロン回収のためのシステム構築(主としてフロンの抜取、一時保管)。

~ の他、製造事業者等からの情報提供を参考にしつつ、リサイクルに 資する作業方法を選択。

使用済み自動車の処理に関する情報の収集・提供(主として処理方法や費用に関する情報をユーザーに対して提示)。

- 5 . 解体事業者等の役割

解体事業者等は次に掲げる事項の実施に努める。

シュレッダーダストへの鉛等の混入を防ぐため、製造事業者等からの情報 提供を得つつ、下記の部品等を除去。

- ・バッテリー
- ・銅ラジエーター
- ・バッテリーケーブル端子
- ・鉛製ホイールバランサ
- ・タンシート製燃料タンク
- ・廃油、廃液等

使用済み自動車のSRSエアバッグの処理を依頼された場合、車上作動もしくは除去、又は、適正な処理を行う者への処理委託。

フロン回収のためのシステム構築(主としてフロンの抜取、一時保管)。 解体等の作業に伴って排出される解体済み車体、廃棄物の適正処理(適正な事業者への処理委託と管理票の交付等)。

廃棄物処理法に基づく業許可の取得若しくは業許可が取得可能な水準での作業の実施。消防法その他の関係法令の遵守。

部材等の再利用への協力。

使用済み自動車の処理に関する情報の収集・提供。

(注)解体等に伴って発生する廃棄物等の処理を実施する事業者も、廃棄物処理 法や消防法等の関係法令を遵守しなければならない。

- 6.シュレッダー事業者の役割

シュレッダー事業者は次に掲げる事項の実施に努める。

シュレッダーダストの埋立処分量の削減に向けた減容・固化設備、溶融・ 乾留設備等、シュレッダーダストの再処理設備の導入等の努力。

バッテリー等を除去しない解体事業者等に対して、バッテリー等の除去を要請。

シュレッダーダストの適正処理(適正な埋立処分事業者等への処理委託と管理票の交付等)。

廃棄物処理法に基づく業許可の取得若しくは業許可が取得可能な水準での作業の実施。消防法その他の関係法令の遵守。

シュレッダーダストの分別処理等により得られたものの再利用。

使用済み自動車の処理に関する情報の収集・提供。

(注)エコビジネス事業者の役割

シュレッダーダスト再処理への他業界からの新規参入、既存の設備や技術の活用、もしくは、産業廃棄物処分事業者による処理・発電等。

<u>- 7 . ユーザーの役割</u>

イニシァティブに基づく措置を適正に実施する販売事業者等に処理を依頼するなど、適正な処理ルートで処理がなされるように配慮する。

自動車の販売価格には処理費用は含まれていないため、使用済み自動車を 排出する場合には、処理費用を負担すべきである。

. その他

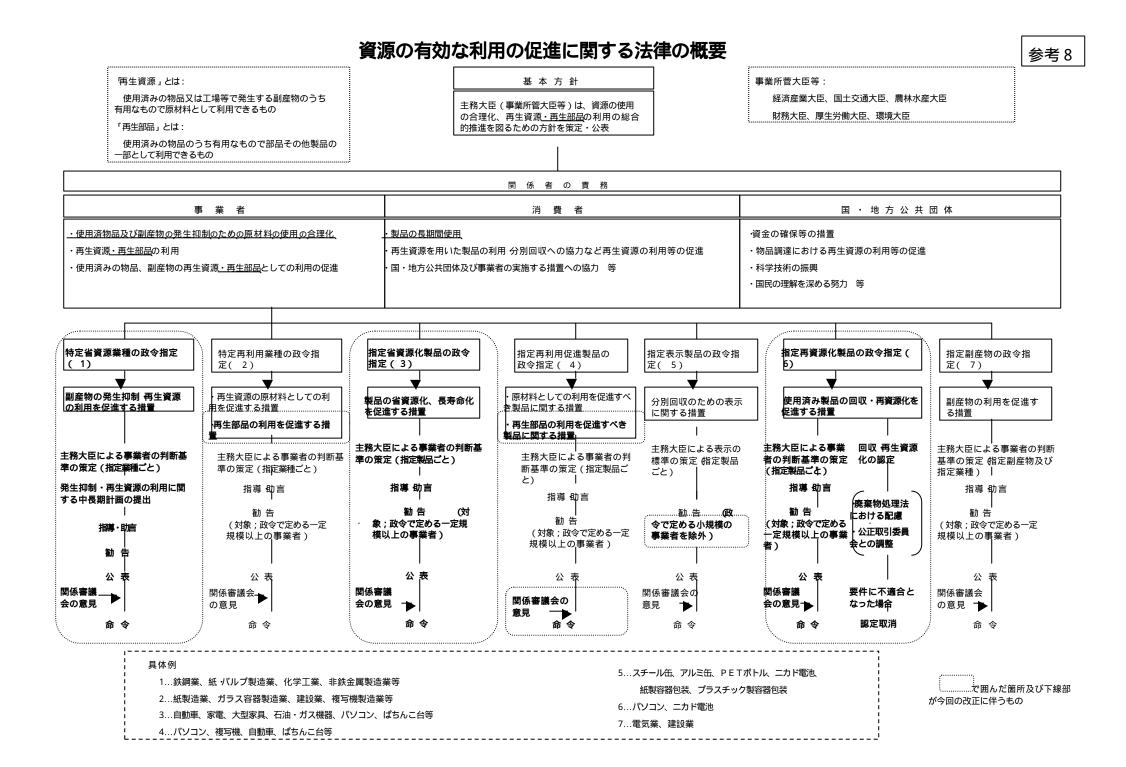
- 1 . 罰則<u>の適用等</u>

廃棄物の処理、使用済み自動車に関する管理票制度の運用等に関しては、廃棄物処理法、再生資源利用促進法等の関係法令に基づく罰則、担保措置等が適用される。

- 2 . 実施時期が未定の事項に関するスケジュール

(1) 使用済み自動車に関する管理票制度については、同制度の実証試験による実用性の検証等を行った上で、遅くとも1998年末を目途に運用を開始する。

- (2) フロン回収システムについては、実証試験の開始も含め、1997年度から 体制整備に取り組む。
- (3) 自動車リサイクル情報センターについては、1997年度中を目途に体制を整備する。



| の土期鋳 の金上属 | 第 三(条 技態 他 | 第 一 的に整 くず等 を を を を を を を を を を を を を の に を の に を の に の に | 第 い金下を一(平成 うのででは、 平成 では、 平成 では、 平成 では、 中のでで、 中のでで、 中のでで、 中のでで、 中のでで、 中のでで、 中のでで、 中のでで、 中のでは、 | るび自年 ○ 経 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ |
|--|--|--|--|--|
| いた の発生抑制 はに係る製造歩留 の使用方法の改良 がの発生を抑制を の使用方法の改良 がしている製造歩名 がある。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 が | マラクタ を分別して回収すを分別して回収すを分別して回収すを対別して回収する設備を再生資源として利用できないに掲げるといいに掲げるといいに掲げるといいに掲げるといいに掲げるといいに掲げるといいに掲げる | 加 | 押制等を計画的に 場物廃砂(以下 時物廃砂(以下 では、自動 という。)は、自動 という。)は、自動 という。)は、自動 という。)は、自動 という。)は、自動 という。)は、自動 | 第五十七号 属する事業を行っ 属する事業を行っ 関する事業を行っ 第五十七号 |
| の の ま 数 の の の の の の の の の の の の の | 上 できる できる 状 できる 状 できる 表属 を の の 金属 の の も る も の も る も の も の も の も の も の も の も の も の も の も の も の も の も の も の も る も る も る も る も る ら る る る る る る る る る る る る る | (造工程に を計画 | にめ、金属 に対等」と に対等」と に対等」と に対等」と に対する は関する は関する は関する は関する に対す に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する にがし にがし にが にが にが にが にが にが にが にが にが にが | ためる。 ・ は基づき、 ・ で 本 で よ で よ で よ で よ で よ で え で え で あ る 。 。 。 も に も も も も も も も も も も も も も |

2 事業者は 第九条 事業 る。あっては、 し、当該金 法律第十二 要な情報の 事項を定期 るものとす の他の金属 ついて管理 (情報の提 れを公表するよう努めるものとす に規定する計画を作成した場合に

第六条 事業 第五条 事業 り、別表の となるよう して金属く 画的に取り に掲げる用 選任するも (仕様によ は、金属くず等の利用を促進する加工) 等の用途に応じて定めた仕様によ 一属くず等を加工するものとする。 と金属くず等を利用する者が協議 とする。 むための業務を統括管理する者を |その他の有効な用途に応じた製品 欄に掲げる区分ごとに同表の下欄

い得ない場 人は加工の委託をするものとする。 属くず等の利用のための加工を行 にあっては、当該加工を行い得る は、金属ぐず等の利用を促進する

資源の有効な利用の促進に関する 準を設定するとともに、これらの ず等の発生抑制等に必要な事項に 供を行うものとする。 くず等の品質及び組成その他の必 に計測し、及びその結果を記録す 金属くず等を利用する者に対

(設備の運 の改善等)

第四条事業 要な措置に 善その他の 前二条に規 (統括管理 画的に取り組むものとする。 するもののほか、設備の運転の改 属くず等の発生抑制等のために必 |は、第一条の目標を達成するため、

は、金属くず等の発生抑制等に計 の選任)

第七条 事業 ため、自ら (販売又は 工の委託)

第八条 事業 者に販売し (計測及び は、金属くず等の品質及び重量を録)

別表(第六条関係) この省令は、平成十三年四月一日から施行する。 附 則

| 係る鋳物廃砂 原砂 産砂 に | 係る金属くず | 区分 | |
|--|---|----|--|
| 上塗剤用 は要剤用 が開発する が関係する が関 | 料用・精製業の原料用、非鉄金属第二料の原料用、非鉄金属第二がによる製鉄業の原物造の原料用、電気 | 用途 | |

| 別記様式 | | | | 全理年月日 | | ら適用する。 (計画の提出をしないことができる期間) (計画の提出をしないことができ 第二条 前条の規定により提出を行った事業者は、当該提出を行った日2 第二条 前条の規定により提出を行った事業者は、当該提出を行った日2 | ○経済産業省令第五十八号 ○経済産業省令第五十八号 ○経済産業省令第五十八号 ○経済産業省令第五十八号 ○経済産業省令第五十八号 ○経済産業省令第五十八号 ○経済産業省令第五十八号 ○経済産業省令第五十八号 ○経済産業省令第五十八号 |
|---------------------------------------|----------|-----------|----------|--------------|---------------------------------------|--|--|
| 殿 | 副産物の発生 | 上抑制等に関 | する計画書 | | | 平 提 | り以 二 す年 一 会法 |
| | | | .* | 年 | 月 日 | ー と 説 説 と 提 な 出 | わらに計律の場合は、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象を |
| | | | 住 所 氏 名 | | | 七 い を 月 こ 行 | り た |
| 業種の種類(日本標準産業 類の区分を記入すること。) | 分 | | | | | 平成十三年七月一日以後、当該提出を行った日2 | なう 当 あ 当 る 号) る 省 後 第 に 経 令 第 第 に を も に を も に を も に を も に を も に を も に を も に を も に を も に を も に を も に を も に を も に を も に を も に を も に る に る に も る も る も る も る も る も る も る も る も る る る る る る る る る る る る る |
| 類の区がで記入すること。) | | 全(/) 田宝 に | 事つき Vrの | とおり提出し | <u></u> | | y / k / A |
| I 副産物の発生抑制等に関す | る実績値及び | 目標 | - 基フと、次の | C45.91定田 U | A 9 6 | 初の四に | 一条に規定する計画で 外のように定める。 外のように定める。 一条の規定に基づき、 |
| 事業年度 | 4年前 | 3年前 | 2年前 | 1年前 | 5 年後 | 始間は | 規令臣う規定 |
| | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | る事を | 平 定 と |
| 製品の生産量に対する副産 物の発生量の比率 | - | | | | | (初に開始する事業年度か)。 | 囲 赳 き、 の 去 |
| 副産物の発生量に対する副 産物の再生資源としての利 用量の比率 | | | | | | 及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 提資源 |
| 副産物の発生量に対する副 産物の減量化量の比率 | | | | | | | |
| 副産物の発生量に対する副 産物の最終処分量の比率 | | | | | | | |
| □ 計画内容 (1) 設備の整備 | | | · . | | | | |
| | | | | | | | |
| | | * | | | | | |
| (2) 技術の向上 | <u> </u> | | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | ! | |
| | | | | | | | |

備考

(3) その他

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印を付した欄には記入しないこと。
- 3 Iの「事業年度」の欄には、計画の提出の日の属する事業年度の開始の日の一年前の日が属する事業年度を含む過去四事業年度及び計画の提出の日の属する事業年度の開始の日から同日以後 五年を経過する日の属する事業年度を記入すること。
- 4 Ⅱの「計画内容」の欄のみでは記入が困難な場合には、関係資料を添付すること。

○経済産業省令第一号

生資源又は再生部品の利用の促 基準となるべき事項を定める省 づき、自動車の製造又は修理の 年法律第四十八号)第二十一条 平成十三年三月二十八日 資源の有効な利用の促進に関

自動車の製造又は修理の 国土交通大 経済産業大

生資源又は再生部品の利

第一条 自動車(原動機付自転 部品等に使用する原材料の種 部品等(部品又は部材をいう。 進するため、バンパー、内装 という。)は、自動車に係る再 再生資源としての利用が可能 じ。)の製造の事業を行う者(判断の基準となるべき事

自動車の部品等への腐食する を促進するため、エンジン、 材料の使用その他の措置を講ざ の他の措置を講ずるものとす から分離することが困難な部 資源としての利用が可能な原 (構造の工夫) 製造事業者は、自動車に係

2 製造事業者は、自動車に係る 第二条 製造事業者は、自動車 自動車の部品等について、取合 ない構造の採用その他の措置 るおそれが少ない構造及び腐合 を促進するため、エンジン、 り、自動車の処理を容易にする の部品等の取り外しの容易化 利用を促進するため、ねじの

を行う者の再 **外のように定** ※する判断の **広律(平成三** 頃の規定に基

に進に関する 足める省令 平沼 行う者の再 寛子 赳夫

別減、再生の使用、 |『の自動車の いの利用を促 |製造事業者| -同じ。)への む。以下同)数の削減そ 他の原材料

のとする。 再生資源の

部品の利用 一の措置によ るものとす おそれが少 際に損傷す ーその他の とする。 削減その他

(分別のための工夫)

第三条 製造事業者は、自動車に係る再生資源の のための工夫を行うことにより、自動車に係る 利用を促進するため、重量が百グラム以上の合 再生資源の利用のための分別を容易にするもの 成樹脂製の部品等の材質名の表示その他の分別

(処理に係る安全性の確保)

第四条 製造事業者は、自動車に係る再生資源又 係る安全性を確保するものとする。 性その他の特性に配慮することにより、処理に は再生部品の利用を促進するため、原材料の毒

(安全性等の配慮)

第五条 製造事業者は、前各条の規定に即して自 の必要な事情に配慮するものとする。 する際には、自動車の安全性及び耐久性その他 動車に係る再生資源又は再生部品の利用を促進

(部品等の交換の工夫)

第六条 自動車の修理の事業を行う者(以下「修 用済みの部品等を当該部品等に表示された材質 生部品の使用に努めるとともに、交換された使 部品としての利用が可能な部品等の使用及び再 部品等の交換に当たっては、再生資源又は再生 名により分別するものとする。 理事業者」という。)は、自動車に係る再生資源 又は再生部品の利用を促進するため、自動車の

(技術の向上)

が少ない原

部品の利用

ーその他の

第七条 製造事業者及び修理事業者は、自動車に 係る再生資源又は再生部品の利用を促進するた のとする。 め、必要な技術の向上(習得を含む。)を図るも

2 製造事業者は、前項の評価を行うため、自動 第八条 製造事業者は、自動車の設計に際して、 して、あらかじめ自動車の評価を行うものとす 進するため、第一条から第四条までの規定に即 自動車に係る再生資源又は再生部品の利用を促

法を定めるものとする。 車の種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方

必要な記録を行うものとする。 製造事業者は、第一項の評価を行うに際し、

する情報の提供を行うものとする。

2 修理事業者は、自動車の修理に係る再生資源 について、必要に応じて当該製造事業者に対し の表示等に関し、製造事業者が配慮すべき事項 構造、部品等の取り外し方法、部品等の材質名 又は再生部品の利用を促進するため、自動車の

(施行期日)

資源の利用の促進に関する判断の基準となるべ (自動車の製造又は修理の事業を行う者の再生

資源の利用の促進に関する判断の基準となるべ 二号)は、廃止する。 き事項を定める省令(平成三年)通 輸 省令第 自動車の製造又は修理の事業を行う者の再生

(情報の提供)

第九条 製造事業者は、自動車の構造、部品等の 取り外し方法、部品等の材質名その他の自動車 に係る再生資源又は再生部品の利用の促進に資

て情報の提供を行うものとする。

この省令は、平成十三年四月一日から施行す

き事項を定める省令の廃止)

○国土交通省令第四号

済物品等の発生の抑制に き、自動車の製造又は終 年法律第四十八号)第-べき事項を定める省令を 資源の有効な利用の円 平成十三年三月二十二

(原材料等の使用のな 準となるべき事項 用済物品等の発 自動車の製造又は

第一条 自動車(原動物

に関する判 る省令

)事業を行る

飳飳

林平沼

ź٥ 一に係る原材 角済物品等 (以下「製造 経量なシャ 草を含む。 ・ションその 以下同じ。 の用部部生産同

を抑制するため、小型 という。)は、自動車に じ。)の製造の事業を行

品等(部品又は部材を 品、エンジン、トラ

その他の措置により、

基使

(情報の提供)

判断の基準

いうに定める

・業を行うさ

す必節行

第五条 製造事業者及び

(技術の向上)

事情に配慮するものと は、自動車の安全性質 動車に係る使用済物コ

う者(以下「修理事業

要な技術の向上(習得 に係る使用済物品等の

)。)を図るた 抑制するた こいう。)は、 +の修理の恵

なに自

八性その他の八生を抑制す

介の規定に即

第四条 製造事業者は、

(安全性等の配慮)

全他品

、修理にほ 《材料の毒性

第三条 製造事業者は、

上に係る使用

等の発生を抑制するな

性を確保するものとす の特性に配慮すること

期修機の製品

)部品等を見 元が可能な部

にすることに

種の部品等と共通の部 採用、シャシ用部品での部品その他の長期間

間の使用を促進するも 理の容易化その他の世

り、自動車

ź٥

(修理に係る安全性の

第二条 製造事業者は、

(長期間の使用の促進

使用の合理化を行うな

等の発生を抑制するも

人性の高い

- に係る使用

る角ラ質

え一項の規字 ?する法律

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

第六条 製造事業者は、自動車の設計に際して、 らかじめ自動車の評価を行うものとする。 め、第一条から第三条までの規定に即して、あ 自動車に係る使用済物品等の発生を抑制するた

2 製造事業者は、前項の評価を行うため、自動 法を定めるものとする。 車の種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方

必要な記録を行うものとする。 製造事業者は、第一項の評価を行うに際し、

第七条 製造事業者は、自動車の構造、修理に係 発生の抑制に資する情報の提供を行うものとす る安全性その他の自動車に係る使用済物品等の

2 修理事業者は、自動車の修理に係る使用済物 理に係る安全性等に関し、製造事業者が配慮す 者に対して情報の提供を行うものとする。 品等の発生を抑制するため、自動車の構造、修 べき事項について、必要に応じて当該製造事業

資源有効利用促進法判断基準省令について

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の規定に基づき、判断の基準となるべき事項を定める省令を定め、平成13年3月28日(水)に公布

平成13年3月28日(水)官報掲載(号外第61号)

- ・自動車製造業に属する事業を行う者の金属くず及び鋳物廃砂の発生抑制等に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(経済産業省令第五十七号)
- ・自動車の製造又は修理の事業を行う者の再生資源又は再生部品の利用の促進に 関する判断の基準となるべき事項を定める省令(経済産業・国土交通省令第一 号)
- ・自動車の製造又は修理の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(経済産業・国土交通省令第四号)

産業廃棄物最終処分場の残余容量等について

【産業廃棄物行政組織等調査(平成11年4月1日現在)より】

1. 最終処分場の残余容量(平成11年4月1日現在)

最終処分場の残余容量は約 19,031 万 m^3 であり、前年度から約 2,075 万 m^3 (約 10%) 減少した。

| 最終処分場 | | | 残余容量 | (括引 | 瓜内は前年度) [m³] |
|--------|----|------|-------|--------|------------------|
| 遮断型処分場 | | | | 35,005 | (39,527) |
| 安定型処分場 | 総数 | | 84,1 | 19,823 | (83,548,305) |
| 管理型処分場 | 総数 | | 106,1 | 57,029 | (127,471,435) |
| | | 海面埋立 | 36,5 | 24,517 | (37,412,740) |
| | | 計 | 190,3 | 11,857 | (211,059,267) |

表 1 最終処分場の残余容量

2. 最終処分場の残余年数等

平成10年度の最終処分量及び平成11年4月1日現在の最終処分場の残余容量から最終処分場の残余年数を推計すると、全国では3.3年、首都圏では0.8年と前年度と同様に厳しい状況にある。

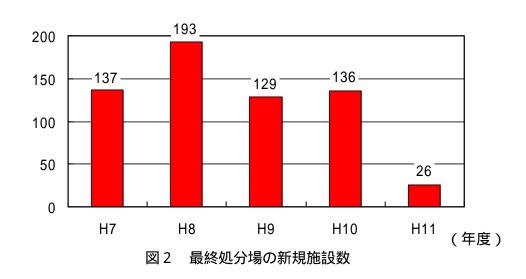
| 区分 | 最終処分量 | 残余容量 | 残余年数 |
|-----|---------------|-------------------|-----------|
| | [万t] | [万 m³] | [年] |
| 首都圏 | 1,769 (1.923) | 1,380 (1,519) | 0.8 (0.8) |
| 近畿圏 | 806 (985) | 1,540 (3,015) | 1.9 (3.1) |
| 全国 | 5,800 (6,700) | 19,031 (21,106) | 3.3 (3.2) |

表 2 産業廃棄物の最終処分場の残余容量と残余年数

(括弧内は前年度)



図1 最終処分場の残余容量の推移



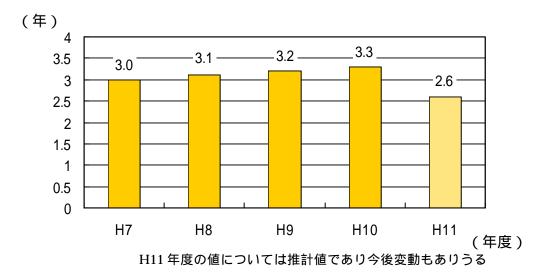


図3 最終処分場の残余年数